

第5章 大綱・基本方針

5-1 大綱

史跡願成就院跡、史跡伝堀越御所跡、史跡北条氏邸跡（円成寺跡）は、狩野川・下田街道といった河川・陸上交通の要衝「守山」に立地し、伊豆のみならず、我が国の中世における政治・社会的拠点のあり方を知ることができる史跡群である。

伊豆の一在地武士であった北条氏が、源頼朝と姻戚関係を持ったことから、やがて鎌倉幕府の中核で執権・得宗専制を敷き、中世の武士社会の礎を築いた。鎌倉へ拠点を移したのちも「守山」は維持され、願成就院の運慶作諸仏、京都系かわらけが示すように積極的に京文化を受容した。鎌倉幕府滅亡後、北条氏一族は「守山」の「北条宅」に戻り、一族の菩提を弔うため円成寺を建立した。ここに北条氏の盛衰、「館」から「寺」への変遷をうかがうことができる。やがて、室町時代中頃には、足利政知が「守山」に拠点を構える。その園池の規模が大ききことは堀越公方の権威を示すものである。伊勢宗瑞（北条早雲）葦山城を築城した。このことも「守山」周辺が伊豆の政治、経済、文化の中心地として認識されていたことを示している。

以上のように、「守山」に位置する史跡群は、鎌倉～室町時代の約300年にわたって、各時代の政治・社会的中心を担ってきた。

よって、以下のスローガンを念頭に、史跡群の保存管理、活用、整備の方策を進める。

『日本中世の“はじまり”と“おわり”を語る守山』

5-2 基本方針

第4章までの各史跡の状況・課題等をふまえ、3史跡が有する本質的価値を保護・継承していくための、保存活用の基本方針を以下のように定める。

(1) 保存管理

- ・3史跡の統一的な保存管理
- ・本質的価値の確実な保存
- ・学術調査の計画的な実施
- ・関係者の理解を得た円滑な保存管理

(2) 活用

- ・印刷物、ホームページ、SNSを活用した、史跡群の魅力や事業の進捗状況に関する情報の発信
- ・史跡の本質的価値とともに、3史跡の立地や周辺の歴史的景観を俯瞰できる情報の提供
- ・重要文化財江川家住宅、史跡葦山反射炉、葦山城跡など市内に点在する文化財との連携

(3) 整備

- ・「守山中世史跡群」としての一体的整備
- ・3史跡および周辺域の地下遺構は、鎌倉時代の館跡、寺院跡（北条氏邸跡、願成就院跡）、ならびに室町時代の館跡、寺院跡（伝堀越御所跡、円成寺跡）が重層的に存在している
- ・各時代の遺構の特徴に則しながらも、時代の流れを実感できる周遊型の整備を目指す

(4) 運営

- ・「守山中世史跡群整備部会」の継続的な運営
- ・地元住民、関係機関・組織との連携
- ・史跡解説ガイドの育成と支援

(5) 調査研究

- ・3史跡および関連する調査、研究を推進し、「守山」の中世社会の様相解明に努める

第6章 保存

6-1 保存管理の基本方針

(1) 保存の基本方針

史跡願成就院跡、史跡伝堀越御所跡、史跡北条氏邸跡（円成寺跡）が日本中世史の起点、転換点に立った史跡であると同時に、中世を通して伊豆国の政治・経済・文化の中心地でもあったことを踏まえ、これら3史跡の保存・管理の基本方針を以下のように定める。

- 3史跡は、本質的価値においても地形的にも連続し、重複して存在している。よって、保存管理はこれらを統一的に扱う。
- 各史跡の本質的価値を構成する諸要素の確実な保存を図る。
- 学術調査を計画的に実施し、各史跡の本質的価値を更に解明するとともに、遺構の遺存状況や遺跡範囲の確認に努める。
- 3史跡の価値を踏まえた現状変更の基準・手続きを明確に示すことによって、関係者の理解を得た円滑な保存管理を図る。

(2) 保存管理の方法

(1) の方針に従い、史跡群の保存管理の方法を以下の3種別に分類して整理し、実施する。

- ①**維持管理** 点検等を含んだ日常的な管理活動
- ②**保存のための管理** 史跡等を保存し、次代へと伝えていく上で必要となる管理のための行為および、そのための施設の管理
- ③**防災対策・復旧** 防災対策、史跡等がき損した場合の対応等

表6-1 保存管理の方法

種別	内容	方針
①維持管理	点検 除草、樹木（倒木）管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構が適切に保存されているかを日常的な点検、見回りにより把握、確認する ・公開可能な箇所については、適期の除草・樹木（倒木）管理により史跡にふさわしい景観を維持する ・指定文化財や歴史的建造物については、日常的な点検によりき損等を発見した場合は、適切な対応を協議・判断する
②保存のための管理	標識、安全柵の管理等 小規模なき損への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保存施設を早期に設置するとともに、必要に応じて標識、安全柵を設置する ・安全管理上、あるいは来訪者の利便性向上のための施設の改築・改良・改修にあつては、地下遺構の保存を原則とし、規模、色彩、仕様等において統一的、かつ史跡景観への配慮を前提とし実施する ・小規模なき損を認めた場合には、速やかに復旧を行う
③防災対策・復旧	急傾斜地対策 自然災害対策 防災施設管理 災害時の維持の措置 保存修理	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地については、日常的な点検、見回り作業によって土砂流出等の異常の早期発見に努め、異常があつた場合は立ち入り禁止等の措置を取る ・指定文化財等については、防災施設点検を定期的に行い、機能異常があつた場合には速やかな復旧を図る ・災害によって史跡がき損した場合には、維持の措置によりき損の拡大を防ぐ ・急傾斜地に土砂災害が発生した場合は、住民、来訪者の安全を図つた上で、史跡の保全、修復を行う ・斜面地の復旧については、安全とともに史跡景観に配慮した工法を取る ・災害による倒木、枯木は、維持の措置として早期の撤去を図る

6-2 現状変更等の取扱方針および取扱基準

(1) 地区設定

史跡群の本質的価値を構成する要素は、第3章に記載したとおり多岐にわたり、史跡指定範囲外にも分布している。そのため、関連する構成要素の分類、土地利用状況、土地所有者の状況に基づき、指定地内を4つの地区に区分した。

① A区「地下遺構の保存と整備を最優先する地域」

鎌倉～室町時代を中心とする地下遺構が集中している地区であり、優先的に調査、整備を進める。史跡の本質的価値のさらなる解明のために発掘調査を行い、遺構を保護した上で、調査成果に基づいた整備を行う。

② B区「宗教活動等と史跡保存の共存を図る地域」

願成就院と、守山八幡宮は、ともに宗教活動が行われている地区である。また、農地として耕作を行っている地区も存在する。よって、本質的価値を構成する要素である遺構を確実に保護しつつ、宗教活動等との両立を図る。また丘陵の裾部分は地形を改変することなく維持管理する。

③ C区「景観保全地域」

守山丘陵・山林地区で、史跡群の原風景を連想する事ができ、豊かな自然が残る。市所有地内において遊歩道・展望台等を設置し、整備活用している。「伊豆の国市緑の基本計画」に基づいて、植生管理をしながら現地形を維持する。ただし、急傾斜地（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域）については、状況に応じた災害対策を行う。

④ D区「道路（公道）」

市道葎2-19号線、葎149号線、葎151号線（史跡指定内区間）の公道は、史跡群内の周遊路の役割もあるため、現状を維持し、サイン等により各史跡との位置関係を明示して活用するとともに、水道・ガス等のライフラインも適正に管理していく。

表6-2 本計画における地区区分表

地区区分	史跡名	構成要素	
		本質的価値を構成する要素	本質的価値に関連する要素
A区 「地下遺構の保存と整備を最優先する地域」	史跡願成就院跡	遺構(基壇跡など地上および地下遺構) 遺物(瓦、かわらけ、陶磁器類)	史跡標柱、注意看板、立ち入り禁止柵
	史跡伝堀越御所跡	遺構(池跡、遣水遺構)、遺物(かわらけ、陶磁器類)	伝亀石、伝珠泉院跡、解説板、道標、立ち入り禁止柵、街路樹
	史跡北条氏邸跡 (円成寺跡)	遺構(池跡、礎石建物跡、掘立柱建物群、溝跡) 遺物(かわらけ、陶磁器類)地形・地質(守山丘陵)	地藏堂、史跡標柱、解説板、道標、立ち入り禁止柵、植栽
B区 「宗教活動等と史跡の共存を図る地域」	史跡願成就院跡 史跡伝堀越御所跡	遺構(砂利敷き通路、堂跡) 遺物(瓦、かわらけ、陶磁器類) 地形・地質(守山丘陵)	寺社建造物(社殿・本堂他)、鳥居・灯籠の工作物、北條時政公の墓、足利茶々丸公の墓、稲荷社、史跡標柱、宝物館、大御堂(国宝収蔵)、注意看板、立ち入り禁止柵、記念碑・顕彰碑、墓地、社叢
C区 「景観保全地域」	史跡願成就院跡 史跡伝堀越御所跡 史跡北条氏邸跡 (円成寺跡)	地形・地質(守山丘陵)	遊歩道、展望台、道標、立ち入り禁止柵、注意看板

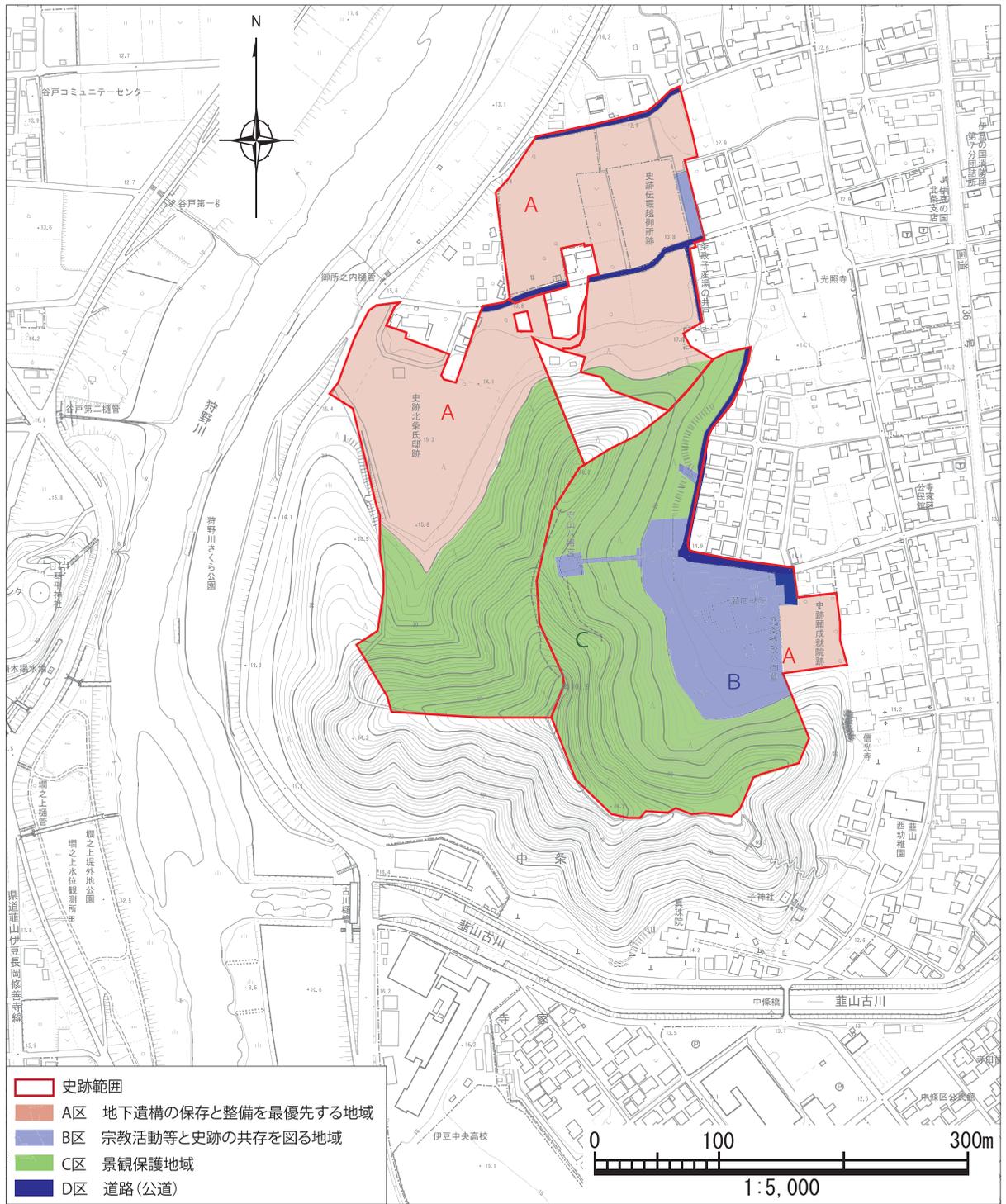


図6-1 保存管理地区区分図

表6-3 A区「地下遺構の保存と整備を最優先する地域」

区分	要素	保存管理の方法	
①本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> 現状を保存する 発掘調査は、史跡の範囲の確認、遺構の性格確認など、目的を明確にして実施する 整備に際しては、地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮する 	
	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> 現状を維持する 防災上の措置が必要となった場合は、維持の措置を取るとともに、本格的な対応については、史跡の景観に配慮した工法を取る 	
②本質的価値に関連する要素	ア密接に関わる要素	歴史的 工作物等	<ul style="list-style-type: none"> 亀石、伝珠泉院跡等の伝承が残るものについては、原則として現状を維持するが、整備等にあつては、現在位置や伝承等の真实性を検討し適切に扱う
		保存施設	<ul style="list-style-type: none"> 未設置のものは、文化財関係法令に基づき設置する き損があつた場合は復旧し、新設、改修にあつては、地下遺構の保存を原則とする
		安全管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 柵、フェンス等安全管理施設は現状を維持するが、老朽化やき損により、再設置する場合は、地下遺構の保存を原則とし、史跡の景観に配慮したものとする
	イ史跡の保護に留意する要素	植生・植栽	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持を基本とするが、成長や倒木によって史跡に影響を及ぼす可能性がある場合には伐木竹等を行う
		既存工作物	<ul style="list-style-type: none"> 史跡内に残る、旧宅地の塀や建物基礎等については、撤去を基本とする
③その他の要素	その他	<ul style="list-style-type: none"> 地区で管理する消火栓は、現状を維持するが、更新の際には色調、形状等に配慮する 	

表6-4 B区「宗教活動等と史跡の共存を図る地域」

区分	要素	保存管理の方法	
①本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> 現状を保存する 	
	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> 現状を維持する 防災上の措置が必要となった場合は、維持の措置を取るとともに、本格的な対応については安全性を優先するが、史跡の景観に配慮した工法を取る 	
②本質的価値に関連する要素	ア密接に関わる要素	歴史的建造物・ 工作物等	<ul style="list-style-type: none"> 願成就院の本堂・石塔類、守山八幡宮の社殿・石階段・灯籠等の歴史的建造物、作物について、き損が判明した場合は修復し、現状を維持する 改築・改修する場合は、地下遺構の保存を原則とし、内容については協議して決定する
		保存施設・ 公開施設	<ul style="list-style-type: none"> 保存施設の未設置のものは、文化財関係法令に基づき設置する 新設、新築、改築、改修は、地下遺構の保存を原則とし、史跡景観に配慮したものとする
		安全管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 柵、フェンス等安全管理施設は現状を維持するが、老朽化やき損し、再設置する場合は、地下遺構の保存を原則とし、史跡の景観に配慮したものとする
	イ史跡の保護に留意する要素	宗教関連施設	<ul style="list-style-type: none"> 墓地、石造物等については現状の規模を維持する
		植生・植栽	<ul style="list-style-type: none"> 寺域、神社域にある植栽は原則として現状を維持する
③その他の要素	その他	<ul style="list-style-type: none"> 地区及び所有者で管理する消火栓等は、現状を維持するが、更新の際には色調、形状等に配慮する 	

表6-5 C区「景観保全地域」

区分	要素	保存管理の方法
①本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・守山丘陵内の表層で確認されている遺構については現状を保存する ・遊歩道等を改修、新設する場合は、必要に応じて発掘調査を実施し、地下遺構等の状況を確認し、遺構・遺物を確認した場合は、史跡の本質的価値に係るものについては、保存措置を図る
	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持する ・防災上の措置が必要となった場合は、維持の措置を取るとともに、本格的な対応については安全性を優先するが、史跡の景観に配慮した工法を取る
②本質的価値に関わる要素	歴史的 工作物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地蔵堂等の工作物は定期的な点検を実施し、き損が判明した場合は修復し、現状を維持する
	公開施設	<ul style="list-style-type: none"> ・守山丘陵展望台、遊歩道は危険箇所が発見された場合は、立ち入り禁止措置をとり、早急に復旧する ・更新は、地下遺構の保存を原則とするとともに、形状、規模、色彩、仕様等において統一的にし、史跡の景観に配慮する
	安全管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・柵、フェンス等安全管理施設は現状を維持するが、老朽化やき損により、再設置する場合は、地下遺構の保存を原則とし、史跡の景観に配慮したものとする
③その他の要素	イ史跡の保護に留意する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とするが、樹木の生長や倒木に影響を及ぼす可能性がある場合は伐木等を行う ・遊歩道の植栽は現状を維持する
	植生	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とするが、樹木の生長や倒木に影響を及ぼす可能性がある場合は伐木等を行う ・遊歩道の植栽は現状を維持する
③その他の要素	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地区及び所有者で管理する消火栓等は、現状を維持するが、更新の際には色調、形状等に配慮する。

表6-6 D区「道路（公道）」

区分	要素	保存管理の方法
③その他の要素	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持する ・埋設管等の改修は、地下遺構の保存を前提とした工法をとる

(2) 現状変更等の取扱い

①適用範囲

現状変更等の取扱いは、史跡指定地の範囲内において適用する。

②現状変更等の許可申請の対象となる行為

(ア) 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない（文化財保護法（以下法）第125条）。

(イ) 現状変更等の行為の中で、（施行令イからチまでのもの）については、伊豆の国市教育委員会がその事務を行う（法施行令第5条第4項）。

- イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ地階を有しない）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築であって、150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物の設置、若しくは改修、又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、

切土その他土地の形状の変更を伴わないもの。

ニ 法に定められた史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建設してから 50 年が経過していない建築物等の除却

ト 木竹の伐採

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

(ウ) き損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を実施する場合には、「き損届（法第 33 条）」、「復旧届（法第 127 条）」を提出の上実施する。き損以前の状態に復旧する以外の工事を行う場合は現状変更行為の対象となる。

③現状変更等の許可申請の対象とならない行為

(ア) 維持の措置

史跡がき損し、又は衰亡している場合において、以下の行為をする場合は許可を要しない。

- ・その価値に影響を及ぼすことなく史跡をその指定当時の原状に復するとき。
- ・き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(イ) 非常災害のために必要な応急措置

(ウ) 保存への影響が軽微であるもの

- ・管理保存施設・公開施設の規模、形状、色調、形状に変更のない修繕
- ・耕作地の維持管理
- ・木竹の剪定
- ・薬剤散布、除草等日常管理

(3) 3 史跡における現状変更等の取扱基準

現状変更の対象となるものは、建造物の新築、増築、改築、除却や、土木工事、工作物の設置、改修、除却、そして木竹の植樹、伐採、抜根、土地の改変を伴うイベントの開催、発掘調査、保存整備事業、災害対策工事など多岐にわたる。これらの現状変更許可申請については、周辺住民の生活や公益性、宗教活動との調和を図りつつ、史跡に影響が及ばないように、適切かつ明確な取扱い基準が必要である。

①取扱いの原則

- ・原則として発掘調査等の学術調査、史跡群の保存管理および整備・活用を目的とした行為以外の現状変更は認めない。
- ・ただし、周辺に住宅が存在することから、指定地内公道や公道隣接地の生活に不可欠な施設の改修・更新等公益上必要な行為は、史跡の景観を損なわない範囲で認める。また、住居者等を守るための安全対策工事については、史跡の本質的価値を損なわない範囲で認める方針である。
- ・宗教法人の所有地内で行われる宗教活動上必要な行為については、史跡群の価値を損なわない範囲で認めるものとするが、土地の掘削等を伴う現状変更については事前の発掘調査等遺構確認調査または伊豆の国市教育委員会による立会いを要するものとする。ただし、本質的価値の保存を大前提とする観点から、計画変更を要する場合や現状変更を認めない場合もある。

(4) 地区別の現状変更等取扱基準

現状変更等の許可は、

- a. 当該事業計画が史跡内で行う必然性があること
- b. 史跡の保護や景観の保全に配慮されていること
- c. 地形の変更および行為の規模が必要最小限であること
- d. 当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分踏まえたものであること を条件とする。

なお、現状変更を認める場合の前提として、事前の発掘調査により、重要遺構を確認した場合、別途、保存について協議を行い決定する。

表6-7 3史跡の現状変更等許可申請一覧

区分	行為の内容	具体例
文化庁長官への許可申請が必要	①現状変更をする行為 イからチの規定に基づく現状変更を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査、史跡整備 ・掘削や盛土を伴う土木工事 ・社殿等の新築、増築、改築、除却など ・土地を改変して行う祭事用仮設物の設置 ・消火、消防施設の新設 ・整備以外の目的で行う植栽 ・掘削を伴う小規模建築物
伊豆の国市教育委員会への許可申請が必要	②文化財保護法施行令第5条第4項第1号 イからチに基づく現状変更	<ul style="list-style-type: none"> ■小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築、除却 ■工作物の設置、改修もしくは除却（設置の日から50年を経過していないものに限る）、道路の舗装、修繕（土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る） ■法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修、除却 ■電線、ガス管、水管、下水管の新設、改修（改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には国の許可が必要） ■建設から50年を経過していない建築物の除却 ■木竹の伐採
許可申請不要	③維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫に罹患した植物の被害拡大防止のための伐採および除去 ・枯木竹や倒木竹の伐採、除去 ・降雨等で小規模な土砂の流出が発生した地表面の現状復旧
	④非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に対する応急的な措置（本格的な復旧、保存修復措置は除く） ・遺構保存のための土のう等の設置、仮設物の設置 ・倒壊工作物、流木、土砂等の除去（但し、「き損届」、「復旧届」の届出は必要
	⑤保存への影響が軽微であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■管理保存施設・公開施設の規模、形状、色調、形状に変更のない修繕 ■耕作地の維持管理 ■木竹の剪定 ■薬剤散布、除草等日常管理

なお、3史跡の現状変更許可申請についての具体的な事例については、表6-7にてまとめ、以下に予想される主な現状変更の取り扱い方針を記載する。

【現状変更の許可前提】

- 事前の発掘調査により、重要遺構を確認した場合は別途保存について協議を行う。
- 遺構の保護、史跡の景観を損なわない工法、手法を取る。

① A区「地下遺構の保存と整備を最優先する地域」

ア 発掘調査等

- ・発掘調査の目的を明確にし、積極的に実施する。

イ 史跡群の保存管理および整備・活用に関する事項

- ・法で定められた保存施設の設置は、遺構の保護を前提に実施する。
- ・建築物および工作物の設置については原則として認めないが、管理者が設置するもので、史跡の保存活用上有効かつ史跡の価値を顕在化するための遺構表示施設の設置については、遺構の保護、史跡景観への配慮を前提として認める。
- ・既存の建築物および工作物の改修、除却については、管理者が実施するもので史跡の保存活用上有効かつ史跡の価値を顕在化するためのものであり、遺構の保護、史跡景観への配慮がなされているものは認める。
- ・防災施設の設置は遺構の保護、史跡景観への配慮を前提として認めるが、工法等の協議を十分に行うこと。
- ・史跡内の来訪者受け入れ施設の新設は原則認めない。ただし、全体計画の中で位置づけられ、かつ史跡内に設置する必然性があり、遺構の保護、史跡景観への配慮を前提として認めることがある。
- ・植物の移植、新たな植栽は原則として認めない。ただし、史跡整備において、必要性が生じた場合、遺構の保護、史跡景観への配慮を前提として認めることがある。
- ・史跡群の風致景観を阻害するものの移転、除却は認める。

ウ 公益上必要な行為

- ・道路等の新設は原則として認めない。ただし、史跡の保存活用上有効な遊歩道の新設・改修・除却・修繕は遺構の保護、史跡景観への配慮を前提として認める。
- ・既存の水路、道路に関わる施設の補修、整備は遺構の保護、史跡景観への配慮を前提として認める。
- ・地下埋設管の改修・整備は、遺構の保護を前提に最小限の範囲で認める。
- ・電柱、電線等の新設は原則として認めない。
- ・管理者が実施する急傾斜地対策関連施設の整備工事は、当該事業計画が史跡内で行う必然性があること、景観に配慮されていること、地形の変更および行為の規模が必要最小限であることを前提として、協議して決定する。

エ その他史跡に影響を及ぼす行為

- ・原則として認めない。ただし、史跡の保存活用上有効で、かつ史跡の価値を顕在化するための行為については、遺構の保護、史跡景観への配慮を前提として認める場合がある。

② B区「宗教活動等と史跡の共存を図る地域」

ア 発掘調査等

- ・ 目的を明確化し、掘削範囲を最小限とし実施する。

イ 史跡群の保存管理および整備・活用に関する事項

- ・ 法で定められた保存施設の設置は、遺構の保護を前提に実施する。
- ・ 既存の収蔵庫の改築、改修については、史跡内に設置されることの必然性、規模、景観への配慮を鑑み、協議して決定する。
- ・ 防災施設の設置は遺構の保護、史跡景観への配慮を前提として認める。
- ・ 券売所やトイレ等の来訪者受け入れ施設の新設は、遺構の保護、史跡景観への配慮を前提として協議して決定する。
- ・ 植物の移植、新たな植栽については協議して決定する。
- ・ 史跡群の風致景観を阻害するものの移転、撤去は認める。

ウ 公益上必要な行為

- ・ 道路等の新設は原則として認めない。
- ・ 既存の水路、道路に関わる施設の補修、整備は、遺構の保護、景観への配慮を前提として認める。
- ・ 地下埋設管の改修、整備は、現状の規模を超えない範囲で認める。
- ・ 電柱、電線等の新設は原則として認めない。
- ・ 急傾斜地対策関連施設の整備工事は、史跡内で行う必然性があること、景観の保全に配慮されていること、地形の変更および行為の規模が必要最小限であることを鑑み、協議して決定する。

エ 宗教活動上必要な行為

- ・ 所有者による庫裡、本堂、社殿の更新に際しては、史跡内に設置されることの必然性、規模、景観への配慮を鑑み、協議して決定する。
- ・ 墓地の新たな造成は、遺構の保護と景観への影響がないことを前提に、現在の規模を超えない範囲で認める。
- ・ 所有者による石碑等の工作物は、遺構の保護と景観への影響がないことを前提に、現在の規模を超えない範囲で認める。
- ・ 所有者等による物置等の小型建築物の新築は、史跡内に設置されることの必然性、規模、景観への配慮を鑑み、協議して決定する。

オ その他史跡に影響を及ぼす行為

- ・ 原則として認めない。ただし、史跡の保存活用上有効で、かつ史跡の価値を顕在化するための行為については、遺構の保護、景観への配慮を前提として協議して決定する。

③ C区「景観保全地域」

ア 発掘調査等

- ・ 目的を明確化し、掘削範囲を最小限とし実施する。

イ 史跡群の保存管理および整備・活用に関する事項

- ・建築物および工作物の設置・改修・除却については原則として認めないが、史跡の保存活用上有効な場合は、遺構の保護、景観への配慮を前提として認める。
- ・遊歩道の新設は原則として認めないが、史跡の保存活用上有効な場合は、遺構の保護、景観への配慮を前提として認める。
- ・防災施設の設置の設置・改修・除却は遺構の保護、史跡景観への配慮を前提として認める。
- ・植物の移植、新たな植栽は原則として認めない。ただし、史跡内に植栽する必然性がある場合には、遺構の保護、史跡景観への必要性を前提として、森林法の範囲の中で検討する。
- ・災害の復旧又は防災上必要と認める森林の整備は許可する。
- ・史跡の風致景観を阻害するものの移転、撤去は認める。

ウ 公益上必要な行為

- ・道路等の新設は原則として認めない。
- ・急傾斜地対策関連施設の整備工事は、当該事業計画が史跡内で行う必然性があること、景観の保全に配慮されていること、地形の変更および行為の規模が必要最小限であることに鑑み、協議して決定する。

エ その他史跡に影響を及ぼす行為

- ・原則として認めない。ただし、史跡の保存活用上有効で、かつ史跡の価値を顕在化するための行為については、遺構の保護、景観への配慮を前提として認める場合がある。

④D区「道路（公道）」

ア 公益上必要な行為

- ・道路等の新設は原則として認めない。
- ・埋設管の設置、改修は遺構の保存を前提として認める。

6-3 指定地の周辺地域の歴史的環境を構成する諸要素の保存と管理

史跡指定地内の保存管理の基準とは異なるが、3史跡が立地する狩野川と守山丘陵の歴史的景観を守山中世史跡群として、以下の方針をもって保全する。

(1) 狩野川とその周辺環境の保全

狩野川は河川法によって保護されており、工作物の設置や掘削行為に対して規制が加えられている。よって、狩野川と3史跡間の狩野川さくら公園、守山西公園は、史跡のバッファゾーンとして保全することによって、史跡景観を良好に保つことが可能となる。そのため、工作物等の設置の際は、色調、規模等において史跡指定地内と仕様を統一する。

(2) 守山丘陵の地形と森林環境の保全

守山丘陵は指定地と連続し、史跡群の原風景を残す重要な要素である。森林法及び伊豆の国市森林整備計画に基づき、適正に管理し良好な景観を保持する。

（３）史跡群周辺の石造物群および周辺の社寺景観の保全

中世在銘石造物群は市指定文化財として保護し、旧下田街道から史跡群につながる地域に点在する寺社群については、埋蔵文化財包蔵地として新たな開発に対して対応する。また、該当地域は都市計画法第１種低層住宅専用地域として、高層住宅等の建設を規制し、環境を保全する。

（４）史跡群と一体化した保全

歴史的風致維持向上計画において、「北条氏の里と旧下田街道にみる歴史的風致」が残るゾーンとして位置付けたうえで、公共サインの統一的な設置や回遊路の設置により、保全範囲や歴史的意義の可視化を図る。

（５）追加指定

指定地の周辺地域は、今後の調査により遺跡の範囲が明確になることによって、史跡群と同等の価値を有する遺構等が発見される可能性が高い。よって、このような場合は追加指定の取り組みに努め、活用を積極的に展開する地域として公有地化を検討する。

（６）公有地化

現在、寺社有地をのぞき、指定地の公有化はほぼ終了している。今後も追加指定に伴い保存活用に必要な土地については、公有地化を検討する。